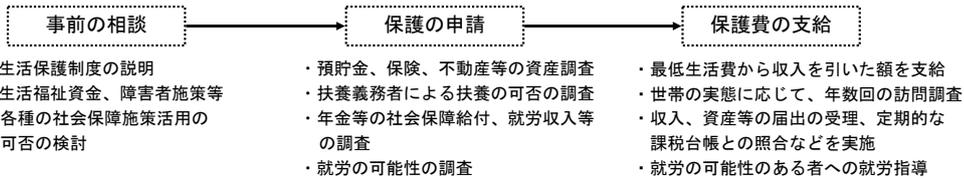


○ 生活扶助額の例（平成27年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯(68歳)	79,790円	64,480円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	119,200円	96,330円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	188,140円	158,170円

※ 児童養育加算、母子加算を含む。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1,247カ所（都道府県208、市996、町村43（平成26年4月1日現在））
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - （市）被保護世帯240以下の場合：標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加（都道府県）被保護世帯390以下の場合：標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
 - ※ 全国のケースワーカー数（生活保護担当（非常勤を含む））：16,386人（24年保護課調べ）
 - ※ ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数：（市）95.8世帯（都道府県）65.2世帯（24年保護課調べ）
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活保護制度の現状

○ 生活保護の動向（平成27年6月時点）

- 生活保護受給者数は約216万人（生活保護受給世帯数：約163万世帯、保護率：1.70%）となっており、微増傾向であるが、過去最高水準。
- 増加幅は減少しており、対前年同月伸び率（0.2%）は依然として低い水準。
- 高齢化により高齢者世帯は増加傾向。ただし、高齢者世帯を除く世帯（母子世帯、傷病・障害者世帯、その他の世帯）は減少傾向。

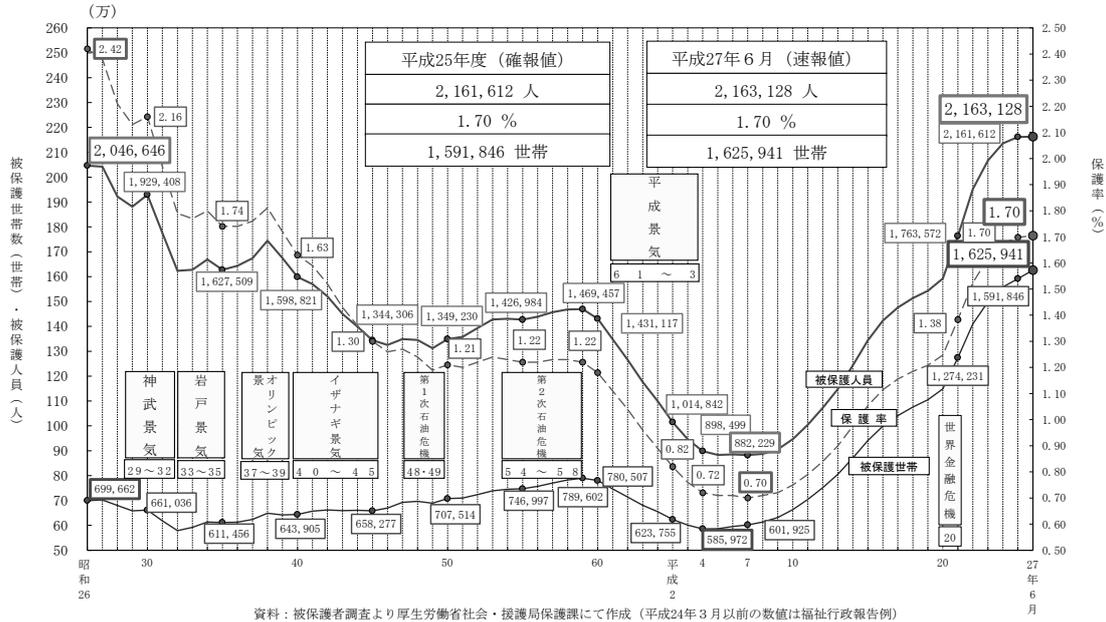
○ 生活保護受給者の過半数（約53%）は60歳以上の者。また、高齢者世帯の約9割は単身世帯。

○ 受給者の増加にともなって生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、平成27年度予算案では3兆8,180億円（国（3/4）と地方（1/4）の負担を合わせた額）のうち、約半分は医療扶助が占めている。

○ また、平成25年度の不正受給件数（稼働収入の無申告、各種年金の無申告など）は約4万2千件、金額にして約187億円（保護費総額の0.5%）という状況

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成27年6月時点)

○全国平均保護率: 1.70% (1.16%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.39 (2.43)
北海道	3.14 (2.36)
高知県	2.79 (2.06)
福岡県	2.58 (1.83)
沖縄県	2.50 (1.51)
京都府	2.36 (1.88)
青森県	2.29 (1.62)
長崎県	2.21 (1.52)
東京都	2.20 (1.52)
兵庫県	1.94 (1.41)

下位10都道府県	
	保護率(%)
滋賀県	0.83 (0.57)
静岡県	0.82 (0.43)
山梨県	0.81 (0.38)
群馬県	0.75 (0.42)
石川県	0.66 (0.32)
山形県	0.66 (0.42)
岐阜県	0.59 (0.22)
長野県	0.54 (0.38)
福井県	0.53 (0.26)
富山県	0.33 (0.79)

○指定都市別保護率

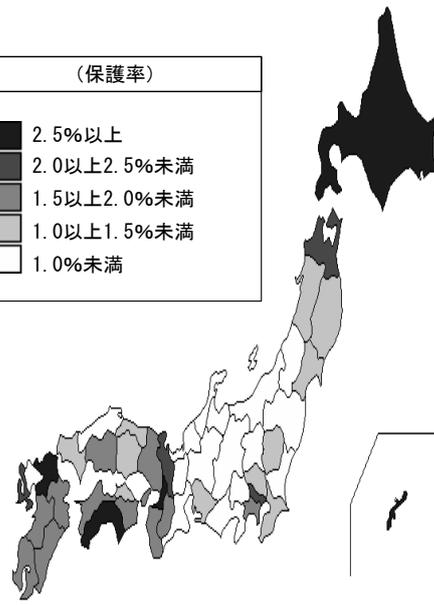
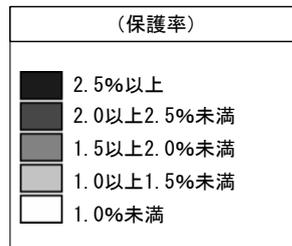
保護率(%)	
大阪市	5.50 (4.02)
札幌市	3.84 (2.69)
京都市	3.16 (2.58)
神戸市	3.14 (2.65)
堺市	3.10 (2.34)
福岡市	2.91 (1.86)
北九州市	2.50 (1.28)
広島市	2.32 (1.50)
熊本市	2.32 (1.40)
川崎市	2.23 (1.78)
名古屋市	2.16 (1.29)
千葉市	2.08 (1.21)

相模原市	1.95 (0.92)
横浜市	1.92 (1.35)
岡山市	1.91 (1.47)
仙台市	1.67 (1.03)
さいたま市	1.59 (0.83)
新潟市	1.48 (0.97)
静岡市	1.25 (0.71)
浜松市	0.94 (0.44)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.72 (3.81)
尼崎市	4.11 -
東大阪市	4.10 (3.01)
旭川市	3.96 (3.19)
高知市	3.78 (2.86)
那覇市	3.78 -
長崎市	3.13 (2.03)
青森市	2.93 -
豊中市	2.61 -
鹿児島市	2.59 (1.74)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.14 -
柏市	1.05 -
郡山市	0.96 (0.61)
金沢市	0.94 (0.59)
高崎市	0.88 -
長野市	0.82 (0.37)
豊橋市	0.63 (0.35)
豊田市	0.56 (0.28)
岡崎市	0.55 (0.24)
富山市	0.41 (0.31)

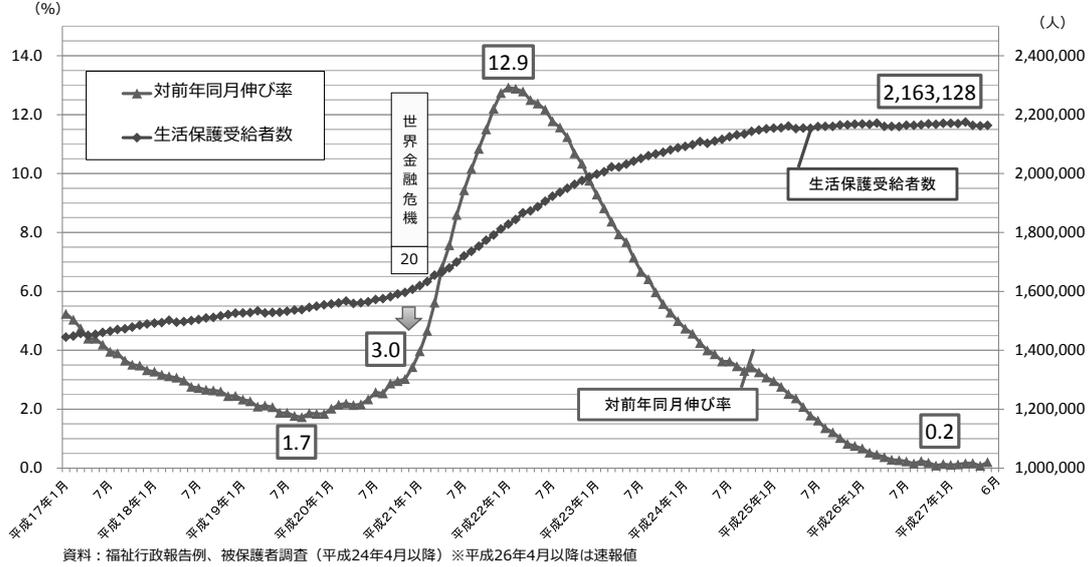


注1: 指定都市及び中核市数値は再掲

注2: 括弧内は10年度前(平成17年度)の保護率

過去10年間の生活保護受給者数の推移

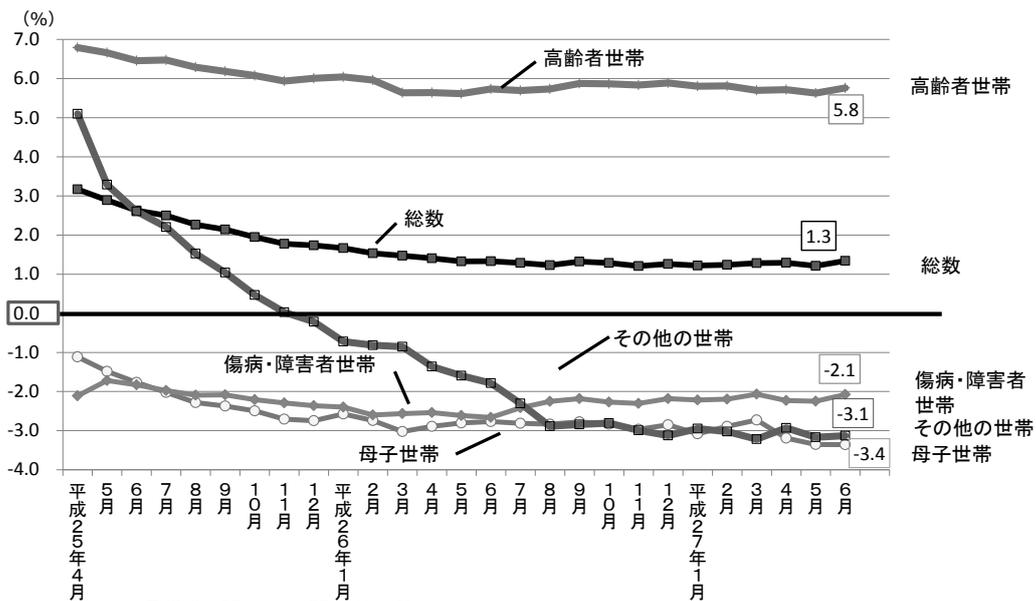
- 生活保護受給者数は平成27年6月現在で216万3128人となっている。
平成20年10月頃の世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、ほぼ横ばいで推移している。
- 平成27年6月の対前年同月伸び率は0.2%となり、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



8

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

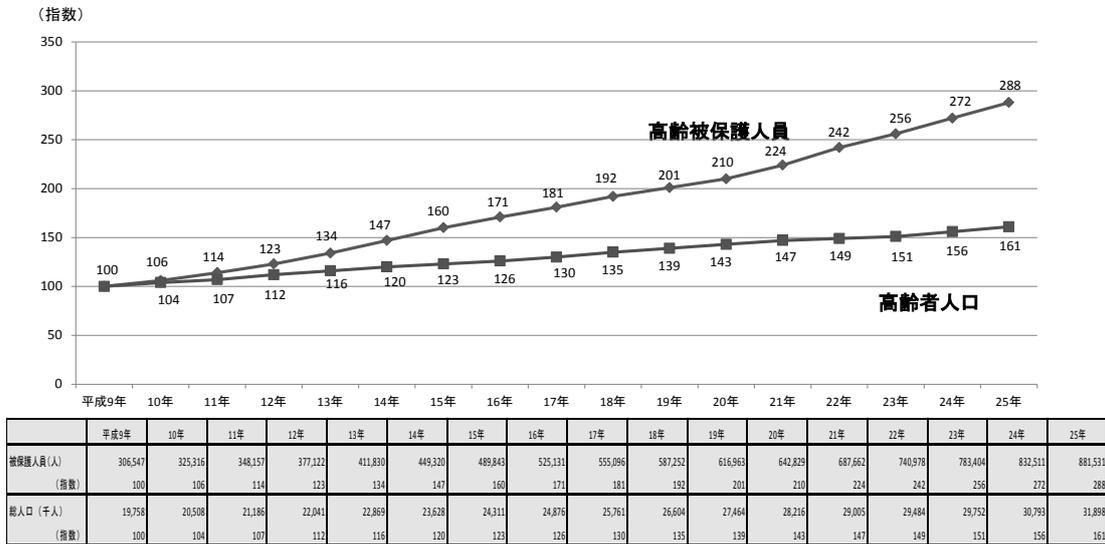
高齢者世帯を除く世帯類型については、対前年同月伸び率はマイナスになっている。



9

65歳以上人口の伸びに関する比較(被保護人員と総人口)

- 高齢者人口の伸びに対し、高齢被保護人員数の伸びの方が大きい。
- 具体的には、高齢者人口と高齢被保護人員者について、平成9年を100とした場合、平成25年で被保護人員は288に対し、総人口は161となっている。

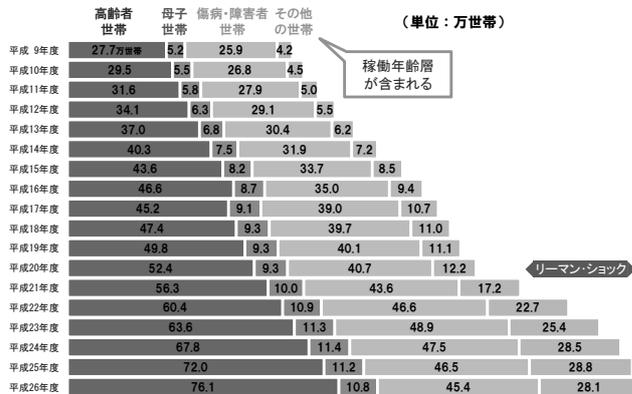


資料)厚生労働省「被保護者調査年次調査(平成23年までは被保護者全国一斉調査)」、総務省「人口推計」
総人口は、各年10月1日現在推計人口。また、被保護人員は、各年7月31日現在(平成22年までは7月1日現在)

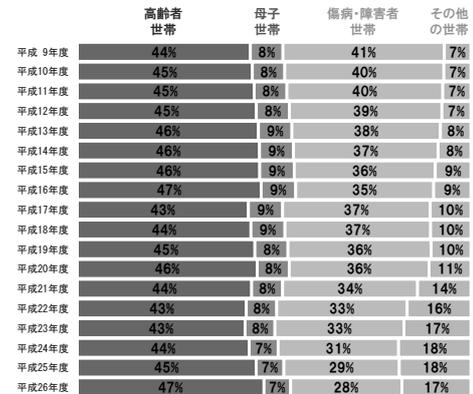
世帯類型別の生活保護受給世帯数と構成割合の推移

リーマン・ショック後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「その他の世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」のみ増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成26年度は速報値)
注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

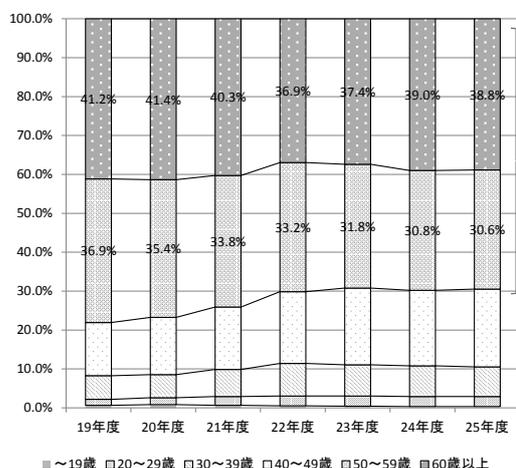
参考

その他の世帯のうち年齢階級別にみた世帯人員の構成割合
・20~29歳 : 5.4%
・50歳以上 : 54.0%
(平成25年)

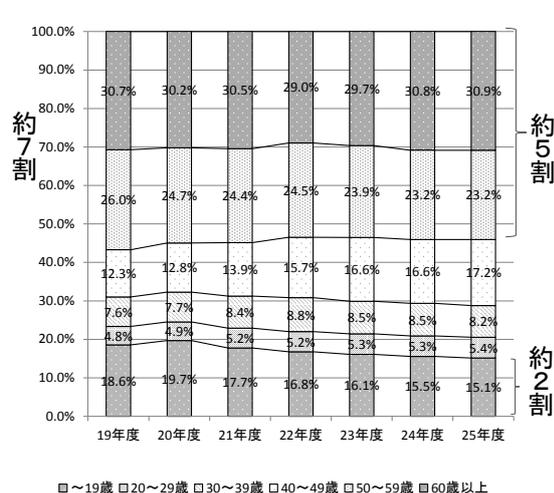
生活保護世帯のその他世帯の状況

生活保護世帯(その他世帯)の世帯主は、就労が困難な50歳以上が約7割を占めており、世帯員についても就労が困難な50歳以上及び20歳未満の未成年が合わせて約7割(うち、60歳以上が約3割)を占めている。
また、その他世帯数約30.5万世帯のうち、約3.7万人の世帯員において、障害又は傷病を有している。

その他世帯の世帯主の年齢別割合の推移



その他世帯の世帯員の年齢別割合の推移

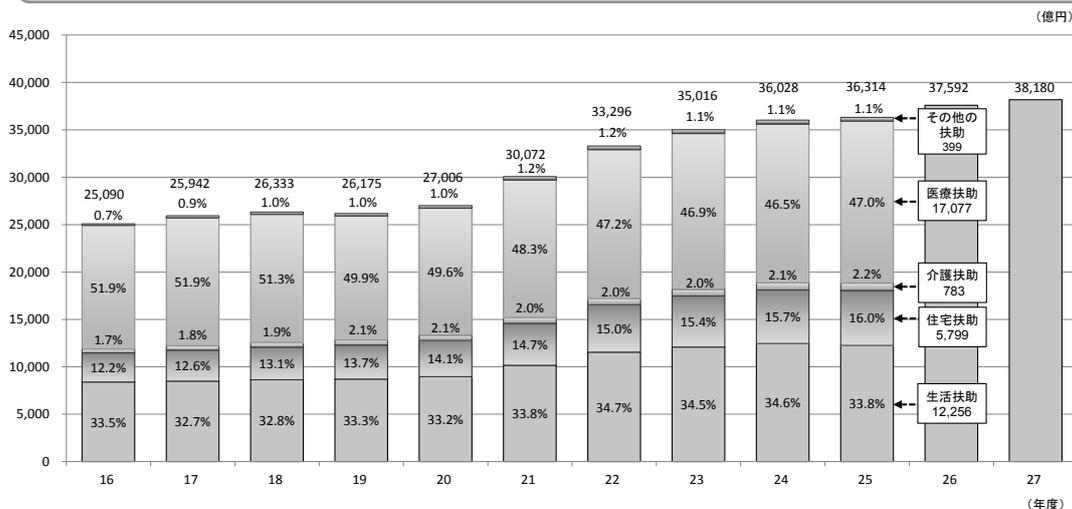


出典 被保護者調査(平成23年度以前は、被保護者全国一斉調査)

12

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成27年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

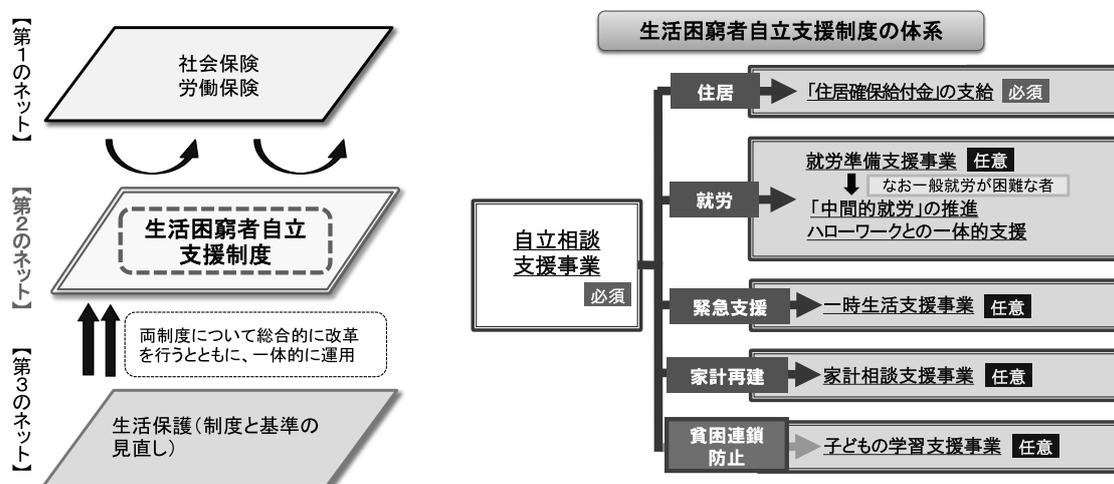
- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成25年度までは実績額、26年度は補正後予算額、27年度は当初予算額
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

13

近年の見直しの取組 (総論)

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者自立支援制度について

生活保護制度及び生活保護基準の見直しに併せて、就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者について包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化（いわゆる「第2のセーフティネット」の強化）を図るため、生活困窮者自立支援法が本年4月より施行。



※経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）
生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。 15

生活保護適正化に向けたこれまでの取組例

法改正、基準の見直し、通知の発出による運用改善などの手法により、適正化に向けた様々な対応を行っている。

法改正	生活保護基準見直し	運用改善 (※平成25年度以降の取組を一部を記載)
<p>○就労による自立の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給中の就労収入を仮想的に積み立て、脱却時に支給する「就労自立給付金」を創設(平成26年7月～) ・就労支援をはじめ、新たな就労の場の発掘など、就労支援体制の構築を行う「被保護者就労支援事業」を自治体の必須事業として法定化(平成27年4月～) <p>⇒状況に応じた就労支援の実施と、保護脱却のインセンティブ強化</p> <p>○不正・不適正受給対策の強化(平成26年7月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の調査権限の強化(官公署等の回答義務創設等) ・不正受給の罰則の引き上げ ・不正受給の徴収金の上乗せ ・不正受給額と保護費の相殺 ・扶養義務者に対する報告要求 <p>⇒厳正な対応のための制度強化</p> <p>○医療扶助の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の指定要件、取消要件の明確化、指定の更新制(有効期間)の導入等(平成26年7月～) ・医療機関等が後発医薬品の使用を促すことを明確化(平成26年1月～) <p>⇒医療機関の不正事案に対する厳正な対応と後発医薬品の使用促進</p>	<p>○生活扶助基準の見直し(平成25年8月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢・世帯人員、居住地域の3要素からの検証結果に基づき、制度内の不均衡を適正化 ・物価の変動分(▲4.78%)を生活扶助基準に反映させ適正化 <p>○住宅扶助基準の見直し(平成27年7月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における家賃実態、近年の家賃物価の動向等を踏まえ適正化 ・床面積に応じて上限額を減額する仕組み導入し、貧困ビジネス是正等 <p>○冬季加算の見直し(平成27年10月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、光熱費物価の動向等を踏まえ適正化 ・冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別・級地別の実態を踏まえ適正化 	<p>○医療扶助適正化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品について、更なる使用促進を図るため、①院外処方における使用割合が75%を下回る福祉事務所が「後発医薬品使用促進計画」を策定すること ②院内処方の使用割合が75%未満の医療機関に対し都道府県等が協力要請を行うことを自治体に通知(平成27年度～) ・レセプト点検の強化のため、電子レセプトシステムの活用事例集を作成し、全国へ周知(平成27年度～) ・生活習慣病の重症化予防のため、福祉事務所が医療機関や公衆衛生部局と連携しつつ、受診動向や服薬状況の確認を行う「健康管理支援」を推進(平成27年度～) ・頻回転院の適正化のため、転院を行う場合の事前連絡や囑託医協議を徹底(平成26年8月～) <p>○自立支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援促進計画」を策定し、就労事業の効果検証及び的確な見直しを行うことを通知。 ・「自立活動確認書」の作成や短時間・低額であっても一旦就労することを促すことなど、保護脱却まで切れ目ない就労支援を行うための基本方針を自治体に通知

全国会議等における周知徹底

16

生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

主な改正内容

1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する(就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。)
- 罰則の引き上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定(取消)に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能とする。

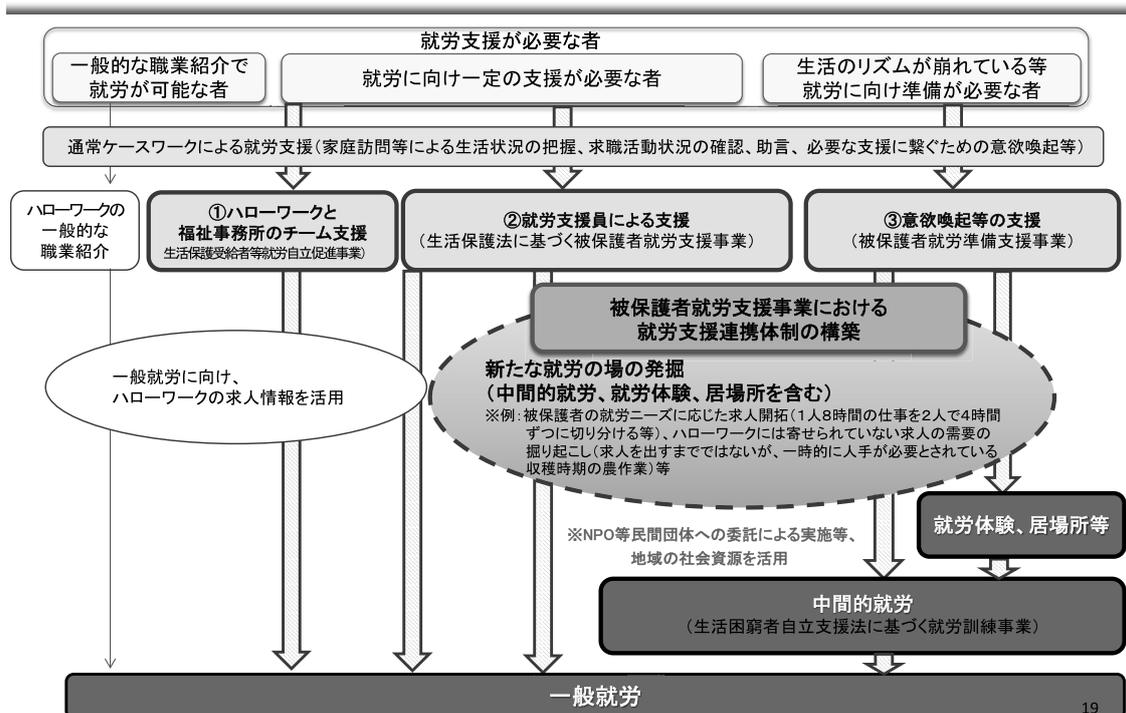
施行期日

平成26年7月1日(一部(※)平成26年1月1日)

17

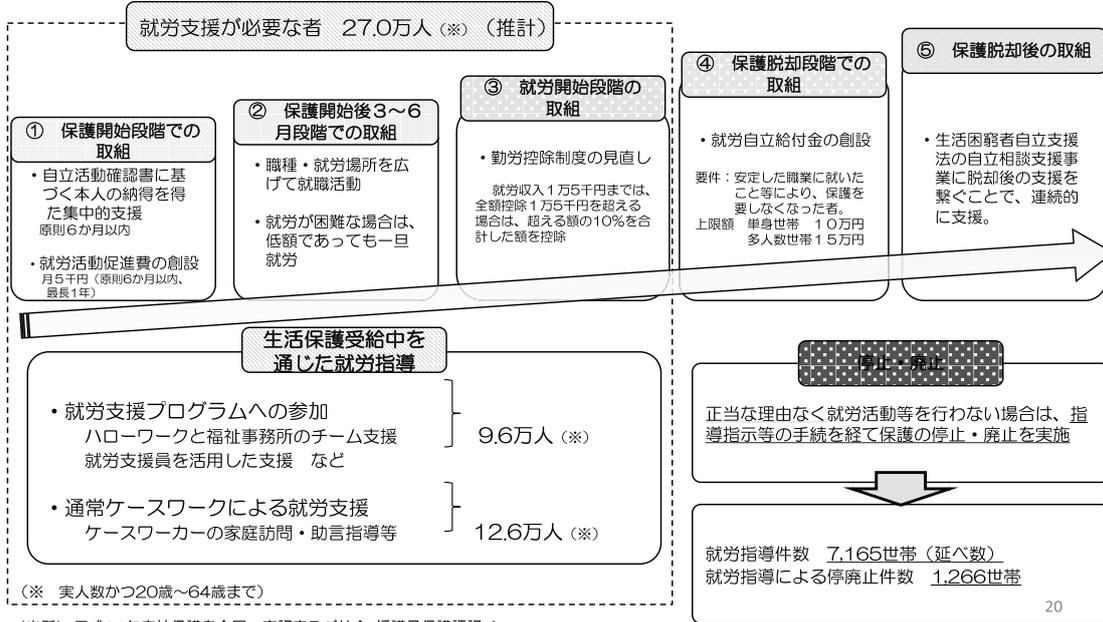
近年の見直しの取組 (就労による自立の促進)

生活保護受給者の就労支援の流れ(イメージ)



切れ目のない就労・自立支援と停止・廃止について

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施。



自立活動確認書に基づく集中的な就労支援について（平成25年5月から実施）

【自立活動確認書の目的】

就労可能と判断する被保護者であって、保護受給開始後一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、本人の同意を得て、求職活動の具体的な目標、内容を決定し、本人との共通認識のもとで福祉事務所が就労活動を的確に支援するため作成する。

確認書の作成

- ① 本人の希望する就職条件を確認**
 - 正規職員、パート等就労形態・職種・勤務場所・通勤時間・通勤手段
 - 勤務日数・勤務時間帯・休日・賃金・社会保険等の有無 等
- ② 本人の学歴、職歴、有資格、地域の求人状況、本人の意向を総合的に勘案し、本人の納得を得て、求職活動の期間（6か月を目途）、具体的目標、求職活動の内容を確認**

（活動内容）生活保護受給者等就労自立促進事業への参加
就労支援員による就労支援プログラムへの参加 等
- ③ その際、就労活動促進費の制度を説明し、求職活動の意欲喚起を図る**

（支給金額）月5千円（支給対象期間：原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月 最長1年）
（支給要件）ハローワークにおける求職活動（職業相談、職業紹介、求人先への応募等）等を一定程度以上行っていること

- 本人と福祉事務所との共通認識のもと、適切な就労活動及び的確な就労支援
- 就労活動促進費による就労活動の支援

早期就労、早期脱却へ

21

就労活動促進費の創設について

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。
また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

【概要】

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

22

勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

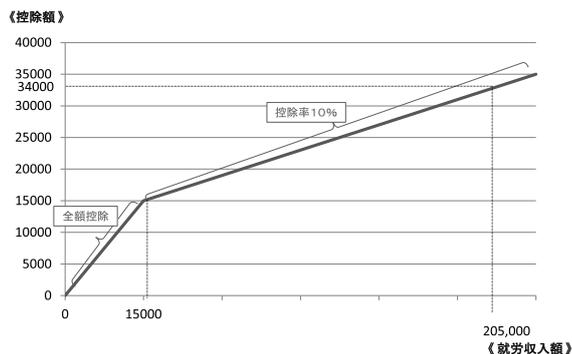
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。

- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)
- 【控除額(月額)】10,700円(就労から6か月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)
- 【控除額(月額)】11,400円

23